

# 原発千葉訴訟控訴審判決 要旨

2021年2月21日【政治総合】

東京電力福島第1原発事故に伴い千葉県に避難した住民が国と東電に損害賠償を求めた千葉訴訟第1陣控訴審で、19日の東京高裁判決の要旨は次の通り。

## 【科学的知見としての長期評価】

2002年7月31日に地震調査研究推進本部が公表した「長期評価」は、福島沖を含む日本海溝沿いの三陸沖北部から房総沖までの海溝寄りの領域で、過去400年にマグニチュード8クラスの大地震が3回発生しているとして、同様の地震がこの領域内のどこでも発生する可能性があるとする。「長期評価」について03年の地震本部が公表した信頼度評価で「発生領域の評価」などの信頼度が「やや低い」とされているが、これは過去の地震データが少ないことによるもので、「長期評価」の基礎となっている科学的知見の信頼性が低いことを理由としない。

経済産業相は、02年2月に土木学会が策定・公表した「津波評価技術」の知見に依拠して規制権限行使の要件具備の判断をしていたのであり、少なくともこれと同等の科学的信頼性を有する「長期評価」に示された見解を判断の基礎としないことは、著しく合理性を欠くというべきである。経済産業相としては、「長期評価」が公表された後のしかるべき時期に、東電に依頼するなどして津波の評価をしていれば、08年にされた津波の推計の結果と同様に福島第1原発に敷地高を大きく超える津波（15・7メートル）が到来する危険性があることを認識し得た。

## 【講じるべき措置】

「長期評価」の見解に依拠して想定される津波が福島第1原発に到来した場合において、全電源喪失という重大な事故を防ぐための措置としては、防潮堤等の設置のほか、タービン建屋や重要機器室の水密化の措置を想定することが可能であり、想定すべきだった。

## 【事故との因果関係】

想定すべき対策が講じられていれば、今回の津波の影響は相当程度軽減され、事故と同様の全電源喪失の事態には至らなかったと認めるのが相当である。また、「長期評価」の公表から遅くとも1年後には技術基準適合命令を発することができたと認められ、その時から地震発生までの約7年半を費やせば、技術基準に適合させるための措置を講ずることが可能だった。これらを総合すると、経済産業相の規制権限不行使と事故との間には、因果関係があったと認められ、規制権限不行使は違法。

## 【東電と国の責任】

今回の事故は、国の規制権限不行使と、東電の福島第1原発の運転等と相まって発生したものと認められるから、国と東電はそれぞれ責任を負う。国の立場が二次的・補完的なものであるとしても、国の損害賠償責任の範囲を限定することは相当でない。

## 【避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害】

居住地からの避難を余儀なくされた者は、さまざまな生活上の活動を支える経済的、社会的、文化的環境の生活環境がその基盤から失われた場合や、ある程度の復興をしたとしても生活環境が大きく変容した場合には、慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなり、精神的損害を被った。元の居住地への帰還を果たすべく暫定的な生活の本拠における生活を継続するか、帰還を断念するかの意思決定をしなければならない状況に置かれること自体による精神的損害がある。これらの精神的損害は、避難生活による慰謝料とは別に賠償されるべきである。

## 原発・千葉訴訟高裁判決 国の責任認める逆転勝訴

### 判断分かれた「長期評価」の信頼性

2021年2月21日【社会】

東京電力福島第1原発事故で福島県から千葉県内に避難した住民が国と東電に損害賠償を求めた千葉訴訟第1陣控訴審で、13日の東京高裁判決は、国の責任を認め、原告住民の「逆転勝訴」となりました。

国の責任を問うた高裁判決は今回で3例目です。国の責任を認めたのは今回の千葉訴訟の東京高裁判決と、昨年9月の「生業（なりわい）を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の仙台高裁判決。先月の群馬訴訟の東京高裁判決は国の責任を否定しました。

### 「合理性を欠く」

判断が分かれた大きな違いは、国の地震本部が2002年7月に公表した地震予測「長期評価」の信頼性です。

先月の群馬訴訟控訴審の東京高裁判決は、「長期評価」の知見が国の規制権限行使の要件に足るものかどうかを判断する根拠として、土木学会が02年にまとめた、原発の津波水位設定手法「津波評価技術」を据えたことです。国は「津波評価技術」では福島第1原発の敷地を超える津波は想定されなかったと主張しています。

群馬訴訟の高裁判決は、重要な証言を無視し、「長期評価」の見解が「津波評価技術」の知見と「整合しないものであった」から、津波発生を予見できたとはいえないとしたのです。今回の東京高裁判決は、「長期評価」と「津波評価技術」をそれぞれ検討し、「長期評価に示された見解の科学的信頼性が、津波評価技術との対比において劣位にあることを示すものとは言い難い」と指摘しています。

その上で、「長期評価」は「津波評価技術と少なくとも同等の科学的信頼性を有していた」のだから、「規制権限行使の要件の具備の判断において基礎としないことは、合理性を欠く」と判断しました。

### 因果関係を検討

今回の高裁判決の特徴と言えるのは、国が東電に対し津波対策を求め規制権限を行使しなかったことと3・11の事故の因果関係を検討していることです。

「長期評価」は、「相応の科学的信頼性のある知見」と評価した上で、これに依拠した津波評価と同等の想定津波に対する対策を講じていれば福島第1原発への津波の影響は相当程度低減され、全電源喪失の事態には至らなかったとしました。

また、「長期評価」公表から遅くとも1年後には津波計算結果を得て、福島第1原発に技術基準に適合するよう命令を発することができたから、津波が到来するまでの7年半余りを費やせば、対策を講じることができたとして、「規制権限不行使と事故との間に因果関係があった」と結論づけています。

国と東電は今回の高裁判決を受け止めるべきです。 (三木利博)

## 原発千葉訴訟 控訴審勝利 「心に希望の光」

### 国は責任認め、完全賠償を

2021年2月20日【社会】

「良識をもった判決だ。心に希望の光をともしてくれた」。東京電力福島第1原発事故で国の責任を認めた東京高裁判決後の報告集会で、福島県から千葉県に避難した原告や支援者は安どした気持ちを語りました。

原告の一人、南原聖寿（せいじゅ）さん（61）は南相馬市から千葉県に避難しています。

「昨日は寝つけませんでした。原発事故から10年の節目の時に新たな出発となります」と喜びます。妻の園枝さん（62）も原告です。「いい判決でうれしい」とホッとした表情を見せました。

原告が求める損害からは低い損害額の認定。「被害の実相からかけはなれている」と指摘する原告もいました。瀬尾誠さん（68）は「命と健康をてんびんにかけることはできません。国の責任を認めた一歩前進だけでも、完全賠償になっていません」といいます。

同様の訴訟をたたかう、いわき市民訴訟の伊東達也原告団長は「全国の原告団に希望を与えました。判決数では一進一退ですが、東京高裁で認めさせた意義は大きい」と評価します。

群馬訴訟の控訴審では不当判決が出ています。仙台高裁で原告勝利判決が出ている「生業（なりわい）を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の原告団長の中島孝さんは「裁判所によって違った判断となった。不思議な感じはするが、国民が重大な関心をもって見ていることを無視できなかったのでは」と語っていました。